

# 令和6年度

## 固定資産税（償却資産）申告の手引き

日頃より、本町税務行政につきまして、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、固定資産税については、土地や家屋のほか償却資産（土地、家屋以外で事業の用に供することができる資産）に対しても課税され、償却資産の所有者は、地方税法第383条（固定資産の申告）の規定により毎年1月1日現在の所有状況等を申告いただくことが義務づけられております。

つきましては、竜王町内に事業用の償却資産を所有されている方は、申告書を作成のうえ、期限内にご提出いただきますようお願いいたします。

※この案内については、

- ・ 竜王町内に事務所または事業所を有する事業者様（＝法人住民税の納税義務者）
- ・ 前年度以前に償却資産の申告があった事業者様 にお知らせしています。

※該当資産がない場合または前年から資産の増減がない場合であっても、必ず申告書の提出をお願いします。

【償却資産申告書の提出期限】

令和6年1月31日（水）

【提出先・問合せ先】

〒520-2592 滋賀県蒲生郡竜王町大字小口3番地 竜王町役場 税務課 資産税係  
電話（直通）0748-58-3750 ファックス 0748-58-3730

《提出をお願いする書類》

- ① 令和6年度償却資産申告書 . . . . .（必須）
- ② 種類別明細書（増加資産・減少資産・全資産用）. . .（該当の場合）
- ③ 償却資産一覧表 . . . . .（該当の場合）

※申告書を郵送される方で、控えの返送を希望される場合は、切手を貼った返信用封筒を同封願います（控えを必要とされる方は、お手数ですが申告内容を記入された後、その複写をあわせてご提出ください）。

※本町からの申告書の送付が不要な場合は、申告の際にその旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

竜 王 町

# 1 償却資産のあらまし

## 1 償却資産とは

工場や商店の経営、駐車場やアパートの貸付などの事業を行っている法人や個人の方が、その事業の用に供している「構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具、器具及び備品」等の固定資産を償却資産といいます。具体的には、その減価償却額または減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要な経費に算入されるものをいいます。

ただし、自動車や軽自動車、原動機付自転車などのような自動車税または軽自動車税の課税客体となるものは償却資産に含みません。

なお、「事業の用に供している」とは、所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含まれます。また、稼働停止中の資産であっても、事業のように供することが出来る状態の資産や維持改修が行われている資産（遊休資産）は含まれます。

## 2 償却資産の種類とその具体例

償却資産を「資産の種類」ごとに例示すると、次のようになります。

資産の種類	具体例
構 築 物	駐車場の舗装路面・フェンス、門、塀、庭園、緑化施設、広告塔、煙突、その他土地に定着する土木設備または工作物 等
機 械 及 び 装 置	各種機械（化学、土木、建設、印刷、医療用、工作土木、電気、その他物品の製造・加工・修理に使用する機械 等）
船 舶	漁船、ボート、貨物船、はしけ、遊覧船 等
航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー 等
車 両 及 び 運 搬 具	フォークリフト、ブルドーザー、クレーン車等の大型特殊自動車、荷車、運搬車、鉄道用または軌道用の車両 等（自動車税または軽自動車税が課されるものを除く）
工具、器具及び備品	机、椅子、応接セット、キャビネット、金庫、陳列ケース、冷蔵庫、テレビ、パソコン、プリンター、エアコン、看板、事務用備品 等

### 3 業種別の主な償却資産

償却資産を「業種」別に例示すると、次のようになります。

業 種	主 な 償 却 資 産 の 内 容
共 通	パソコン、コピー機、エアコン、応接セット、キャビネット、レジスター、内装・内部造作等、外構、外灯、看板（広告塔、袖看板、案内板、ネオンサイン）、自動販売機、舗装路面、駐車場設備 等
飲 食 業	テーブル、椅子、厨房器具、冷蔵庫、カラオケ機器、緑化施設 等
小 売 業	陳列棚、陳列ケース（冷凍機または冷蔵機付のものを含む）、日よけ 等
製 造 業	金属製品製造設備、食料品製造設備、旋盤、ボール機、梱包機 等
印 刷 業	各種製版機および印刷機、裁断機 等
建 設 業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト（軽自動車税の対象となっているものを除く）、大型特殊自動車、発電機 等
娯 楽 業	パチンコ機、パチンコ機取付台（島工事）、ゲーム機、両替機、カラオケ機器、ボウリング場設備、ゴルフ練習場設備 等
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌機、サインポール 等
医（歯）業	医療機器 （レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープ 等）
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール包装設備 等
不動産貸付業	受変電設備、屋外給排水管、発電機設備、蓄電池設備、中央監視制御装置、看板、門・堀・フェンス・緑化施設などの外構工事、駐車場などの舗装路面 自転車置場、太陽光発電設備 等
駐 車 場 業	受変電設備、照明等の電気設備、機械式駐車設備、駐車料金自動計算装置、舗装路面、白線、車止め、柵 等
農 業	乾燥機、脱穀機、コンバイン・トラクター等の大型特殊自動車 等
ガソリンスタンド	洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、防壁、地下タンク 等

#### ※耐用年数の改正について

平成 20 年度税制改正において「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の改正が行われ、特に「機械及び装置」の耐用年数が大幅に変更されました。新規取得の場合は、改正後の耐用年数での申告をお願いします。

また、既存の資産についても耐用年数を再度確認し、変更がある場合は、その変更内容を申告書の備考欄に記入してください。

#### 4 申告が必要な資産

令和6年1月1日現在において、事業のために用いることができる資産で、次に掲げるものも申告の対象となります。

- (1) 遊休資産・未稼働資産であっても、いつでも事業の用に供しうる状態にあるもの。
- (2) 建設仮勘定で経理されている資産であっても、一部または全部を1月1日現在事業の用に供しているもの。
- (3) 簿外資産および償却済資産であっても、事業の用に供することができるもの。
- (4) 福利厚生用の資産（社宅用・宿舍用・寮用など）で、減価償却できるもの。
- (5) 償却資産の価値を増加させるための費用（改良費）は、本体と区分して申告してください。

#### 5 申告の必要がない資産

次の資産は、償却資産の対象にならないので申告の必要はありません。

- (1) 土地・家屋として固定資産税が課せられている資産
- (2) 自動車税・軽自動車税の課税客体である自動車・原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車
- (3) 無形固定資産（ソフトウェア、特許権、実用新案権等）
- (4) 棚卸資産（商品等）および繰延資産（開発費、社債発行費等）
- (5) 耐用年数1年未満またはその取得価格が10万円未満の減価償却資産で、法人税法等の規定により、一時に損金に算入するものおよび20万円未満の減価償却資産で事業年度ごとに一括して3年間で償却を行うことを選択したもの。
- (6) 法人税法第64条の2第1項または所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産（ファイナンス・リース取引に係るリース資産）で取得価額が20万円未満のもの。

#### 少額資産の取り扱い

	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
一時損金算入	申告対象外			
3年一括償却	申告対象外			
リース資産	申告対象外		申告対象	
中小企業特例	申告対象			
個別減価償却	申告対象			

#### 6 国税（法人税・所得税）との比較

固定資産税（償却資産）と国税では取扱いが異なる点がありますので、ご注意ください。

項 目	固定資産税（償却資産）の取扱い	国税の取扱い
償却計算の基準日	賦課期日（1月1日）	事業年度（決算期）
減価償却の方法	定率法 「固定資産評価基準」に定める減価率を用いる	建物以外の一般の資産は定率法・定額法の選択制
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
圧縮記帳の制度	認めていない	認めている
特別償却・割増償却	認めていない	認めている
評価額の最低限度	取得価格の5%	1円（備忘価格）

## 7 家屋（建物）と償却資産との区分

家屋（建物）には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬施設などの建築設備が取り付けられています。固定資産税においては、これらの資産を次のとおり家屋（建物）と償却資産に区分して評価していますので、申告の際にはご注意ください。

### （１）家屋と設備等の所有者が同じ場合

家屋と設備の所有者が同一の場合、次のものは償却資産として評価することになります。

- ① 構造的に家屋（建物）と一体になっていないもの  
例）屋外給水塔、独立煙突、簡単に取り外して移動ができるもの
- ② 独立した機械・装置としての性格の強いもの  
例）受変電設備、中央監視制御装置、エアコン 等
- ③ 工場などで特定の生産業務の用に供されるもの  
例）動力源となる電気設備、ガス設備 等
- ④ 顧客の求めに応じるサービス設備としての性格が強いもの  
例）飲食店・病院などの厨房設備 等

### （２）家屋と設備等の所有者が異なる場合

家屋の所有者と異なる（賃借人）が、貸しビル・貸し店舗等に施工した内装・造作および建築設備については、償却資産として取り扱います。

《一般的な区分の例示》

設備の種類	償却資産の対象となる資産	家屋の対象となる資産	
電気設備	電灯照明設備	ネオンサイン、投光器、スポットライト 等	屋内一般照明器具（白熱灯、蛍光灯）等
	中央監視制御装置	中央監視制御装置一式	
	配線設備	生産事業用機器の動力配線一式、屋外電灯配線 等	屋内電灯配線 等
	変電設備	変圧器、配電気、キュービクル 等	
	予備電源設備	蓄電池設備、発電機 等	
給排水設備	屋外給排水設備、特定の生産又は業務用給排水設備 等	屋内給排水設備 等	
給湯設備	局所式給湯設備（湯沸器 等）	中央式給湯設備 等	
衛生厨房設備	洗濯機、脱水機、炊飯器 等	洗面器、大小便器 等	
ガス設備	屋外ガス設備 等	屋内配管 等	
消火設備	ホース、ノズル、消火器 等	消火栓設備 等	
空調設備	生産事業用空調設備 等	ダクト設備、換気設備 等	
運搬設備	ベルトコンベア 等	エレベーター設備 等	
通信放送設備	電話設備、交換機 等	屋内配線 等	
その他	簡易間仕切り、文字看板、袖看板、広告塔、カーテン 等	家屋と一体になっているもの	

（注）一般的な区分の例示であり、必ずしもこの例によらない場合もあります。

## 8 家屋の特定附帯設備について

特定附帯設備とは、家屋の附帯設備のうち家屋の所有者以外の者（テナント入居者等）がその事業の用に供するために取り付けられた気設備・給排水設備・空調設備・内外装の仕上げ等をいいます。これらについては、その資産の所有者であるテナント入居者等に申告義務があります。そのため、テナント入居者が事業の用に供するために、特定附帯設備を取り付けた場合には、テナント入居者が償却資産として申告する必要があります。

## 2 償却資産の申告について

### 1 申告していただく方

個人や法人で事業を行っている方で、1月1日現在に償却資産を所有している方です。地方税法第383条の規定により、毎年1月1日（賦課期日）現在の所有状況（種類、取得時期、取得価格、耐用年数等）を申告いただくことになっています。

※前年中に資産の増減がない方、該当資産を所有されていない方、休業、廃業、転出等があった方につきましても、確認のため申告をお願いします。

### 2 申告方法

下記表に基づき償却資産の書類を提出してください。

			提出書類
昨年度に引き続き申告される方	資産に増減のある場合	令和6年1月1日までの増加資産と減少資産を申告してください。	・申告書 ・種類別明細書（増加・減少）
	資産に増減のない場合	申告書の備考欄に「 <u>資産の増減なし</u> 」と記入し、提出してください。	・申告書
	休業・廃業・転出等された場合	申告書の備考欄に「 <u>休業・廃業・転出</u> 」等記入のうえ、その年月日も明記してください。 減少の種類別明細書の提出は必要ありません。	・申告書
初めて申告される方	資産のある場合	令和6年1月1日現在に所有されている資産の全部を申告してください。	・申告書 ・種類別明細書（全資産）
	資産のない場合	申告書の備考欄に「 <u>該当資産なし</u> 」と記入し、提出してください。	・申告書
自社の電算処理により全資産申告をされる方		令和6年1月1日現在に所有されている資産の全部を申告してください。	・申告書 ・種類別明細書（全資産）

### 3 電子申告について

竜王町では、eLTAX（エルタックス）による電子申告の受付を行っています。

eLTAXとは、町税に関する申告および申請・届出の手続きをインターネットを利用して電子的に行うシステムです。システムをご利用いただくことにより、自宅やオフィス等からも申告が可能です。

eLTAX ホームページ	<a href="https://www.eltax.lta.go.jp/">https://www.eltax.lta.go.jp/</a>
ヘルプデスク電話番号	0570-081459
eLTAX 利用時間	8:30~24:00（土・日、祝祭日、年末年始を除く）

#### 4 申告書の書き方

償却資産申告書および種類別明細書は以下のとおり作成してください。文字、数字などの記入はボールペンを使用し、楷書で枠からはみ出さないようにしてください。

<p>償却資産申告書</p>	<p>◎必ず提出してください。  <u>資産に変更がない場合や該当資産がない場合、または休業、廃業、転出された場合も提出してください。</u></p> <p>※独自の電算処理等により翌年度以降の申告書の送付が不要な場合は、その旨を申告書右下備考欄等に記載してください。</p> <p>※課税標準の特例に該当する資産を所有されている場合は、申告書に適用条項を記載してください。</p>
<p>種類別明細書 (増加資産・全資産用)</p>	<p>◎増加資産がある場合は、提出してください。          用紙の上部分の「増加資産」を○で囲み、前年中（令和5年1月2日から令和6年1月1日まで）に増加（取得、受入）した資産および別添の「償却資産一覧表」に記載もれの資産をすべて記入してください。</p> <p>◎初めて申告される場合は、提出してください。          用紙の上部分の「全資産用」を○で囲み、令和6年1月1日現在所有し、かつ竜王町内に所在する資産をすべて記入してください。</p> <p>※変更がない場合は、提出は不要です。</p>
<p>種類別明細書 (減少資産用)</p>	<p>◎減少資産がある場合は、提出してください。          前年中（令和5年1月2日から令和6年1月1日まで）に減少（売却、滅失、移動）した資産をすべて記入してください。</p> <p>※変更がない場合は、提出は不要です。</p>

※同封の「償却資産一覧表」に記載されている資産で、種類・名称・耐用年数・取得価額などの内容に変更または誤りがある場合は、修正のうえ提出ください。

#### ※ご注意ください※

##### ○申告をしない場合または虚偽の申告をした場合

正当な理由なく申告されない場合または虚偽の申告をされた場合は、地方税法第385条および386条、竜王町税条例第75条の規定による罰則の適用があるほか、延滞金を加算して不足税額を追徴する場合があります。

##### ○過年度への遡及課税

申告漏れ等の場合の課税については、申告された年度だけでなく、資産を取得された翌年度まで遡及して課税いたします。ただし、地方税法17条の5第5項の規定により、最長で5年を限度としています。

##### ○実地調査

償却資産の評価のために地方税法第408条の規定により、問い合わせや実地調査に伺うことがありますので、その際にご協力をお願いいたします。

##### ○みなし課税

令和6年度の申告書の提出が無い場合でも、以前に申告書の提出がある場合または法人税申告書等により償却資産の存在が認められる場合は該当資産があるものとみなし、課税することがあります。

### 3 償却資産の課税について

#### 1 納税義務者・税額等について

償却資産に係る納税義務者、税額等については下表のとおりです。

区 分	説 明
納 税 義 務 者	償却資産課税台帳に所有者として登録されたもの 毎年1月1日現在における償却資産の現実の所有者
課 税 標 準 額	毎年1月1日現在の決定価格で、償却資産課税台帳に登録されたもの ※課税標準の特例が適用される場合は、その資産の決定価格に特例率を乗じたもの
税 率 ・ 税 額	$\text{税 額} = \text{課税標準額} \times \text{税 率}$ (100円未満切捨て) (1,000円未満切捨て) (1.4%)
免 税 点	課税標準額（全償却資産の合計）が150万円未満の場合は、課税されません。 ※ただし、150万円未満の場合でも必ず申告してください。
納税通知書の送付	税額の算出後、納税通知書によって、町から納税義務者の方に対し税額を通知し、年4期（5月、7月、11月、2月）に分けてまたは全期前納により納税していただきます。

#### 2 評価額の算出方法

償却資産の評価額は、固定資産評価基準に基づき、取得価格を基礎として取得後の経過年数に応じた価値の減少（減価）を考慮して求めます。

毎年この方法により計算し、評価額が取得価格の5%になるまで償却します。評価額が取得価格の5%を下回る場合は、取得価格の5%の額が評価額となります。

【前年中に取得された償却資産】

$$\text{評価額} = \text{取得価額} \times (1 - \text{減価率} \times 1/2)$$

【前年前に取得された償却資産】

$$\text{評価額} = \text{前年度の評価額} \times (1 - \text{減価率})$$

#### 【計算例】

令和5年中に25万円で取得したパソコン（耐用年数4年）の場合

- ・ 令和6年度 =  $250,000 \times 0.781 (1 - 0.438 \times 1/2) = 195,250$  円
- ・ 令和7年度 =  $195,250 \times 0.562 (1 - 0.438) = 109,730$  円
- ・ 令和8年度 =  $109,730 \times 0.562 (1 - 0.438) = 61,668$  円
- ・ 令和9年度 =  $61,688 \times 0.562 (1 - 0.438) = 34,657$  円
- ・ 令和10年度 =  $34,657 \times 0.562 (1 - 0.438) = 19,477$  円
- ・ 令和11年度 =  $19,477 \times 0.562 (1 - 0.438) = 10,946$  円 < 12,500 円※

※取得価格の5%（12,500円）より小さくなるため、令和11年度以降の評価額は12,500円となります。

※小数点以下は切り捨てです。



### 3 税額の算出方法

課税標準額に基づき、税額を算出します。

#### 【計算例】

① 門塀（コンクリート）【耐用年数 15 年 減価率 0.142】

令和 5 年 9 月取得 取得価額 300 万円

$$3,000,000 \text{ 円} \times (1 - 0.142 \times 1/2) = \underline{2,787,000 \text{ 円}} \quad (\text{令和 5 年度評価額})$$

② ネオンサイン 【耐用年数 3 年 減価率 0.536】

令和 4 年 8 月取得 取得価額 160 万円

$$1,600,000 \text{ 円} \times (1 - 0.536 \times 1/2) = 1,171,200 \text{ 円} \quad (\text{令和 4 年度評価額})$$

$$1,171,200 \text{ 円} \times (1 - 0.536) = \underline{543,436 \text{ 円}} \quad (\text{令和 5 年度評価額})$$

評価額合計 ① + ② = 3,330,436 円

※評価額合計＝決定価格＝課税標準額（課税標準の特例の適用がない場合）

$$\underline{3,330,000 \text{ 円}} \times 1.4\% = \underline{46,620 \text{ 円}} \Rightarrow \underline{46,600 \text{ 円}} \quad (\text{税額})$$

(1,000 円未満切捨て)

(税率)

(100 円未満切捨て)

### 4 減価率及び減価残存率表

償却資産の評価額を算出するための減価率は、下表のとおり耐用年数に応じて定められています。

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得
	r	$1 - r \times 1/2$	$1 - r$		r	$1 - r \times 1/2$	$1 - r$
2	0.684	0.658	0.316	26	0.085	0.957	0.915
3	0.536	0.732	0.464	27	0.082	0.959	0.918
4	0.438	0.781	0.562	28	0.079	0.960	0.921
5	0.369	0.815	0.631	29	0.076	0.962	0.924
6	0.319	0.840	0.681	30	0.074	0.963	0.926
7	0.280	0.860	0.720	31	0.072	0.964	0.928
8	0.250	0.875	0.750	32	0.069	0.965	0.931
9	0.226	0.887	0.774	33	0.067	0.966	0.933
10	0.206	0.897	0.794	34	0.066	0.967	0.934
11	0.189	0.905	0.811	35	0.064	0.968	0.936
12	0.175	0.912	0.825	36	0.062	0.969	0.938
13	0.162	0.919	0.838	37	0.060	0.970	0.940
14	0.152	0.924	0.848	38	0.059	0.970	0.941
15	0.142	0.929	0.858	39	0.057	0.971	0.943
16	0.134	0.933	0.866	40	0.056	0.972	0.944
17	0.127	0.936	0.873	41	0.055	0.972	0.945
18	0.120	0.940	0.880	42	0.053	0.973	0.947
19	0.114	0.943	0.886	43	0.052	0.974	0.948
20	0.109	0.945	0.891	44	0.051	0.974	0.949
21	0.104	0.948	0.896	45	0.050	0.975	0.950
22	0.099	0.950	0.901	46	0.049	0.975	0.951
23	0.095	0.952	0.905	47	0.048	0.976	0.952
24	0.092	0.954	0.908	48	0.047	0.976	0.953
25	0.088	0.956	0.912	49	0.046	0.977	0.954
				50	0.045	0.977	0.955

## 5 課税標準の特例について

一定の要件を備えた資産には、課税標準の特例が適用されます。該当資産を所有されている場合は、種類別明細書の適用欄に条項および特例率を記入いただき、資産を確認できる書類（下表の添付書類の欄をご参照ください）をあわせて提出ください。

課税標準の特例の適用を受ける償却資産の例

資産の種類		取得時期	特例率	適用期間	適用条項	添付書類
再生可能エネルギー発電設備（太陽光）		R 2. 4. 1 ~ R 6. 3. 31	発電出力 1,000kw 未満  2 / 3に軽減	3年間	地方税法 附則第 15 条 第 25 項第 1 号 イ	・再生可能エネルギー事業者支援事業補助金交付決定通知書の写し
			発電出力 1,000kw 以上  3 / 4に軽減	3年間	地方税法 附則第 15 条 第 25 項第 2 号 イ	
生産性向上設備 (認定先端設備)		R 3. 4. 1 ~ R 5. 3. 31	0に軽減	3年間	地方税法 (旧法) 附則 第 64 条	・先端設備等導入計画の写し ・認定書の写し ・工業会等証明書の写し (リース会社が申告する場合は、併せてリース見積書および固定資産税軽減計算書の写し)
生産性向上 設備 (認定先端 設備)	賃上げ なし	R 5. 4. 1 ~ R 7. 3. 31	1 / 2に軽減	3年間	地方税法 附則第 15 条 第 45 項	・先端設備等導入計画の写し ・認定書の写し ・工業会等証明書の写し ※賃上げありの場合は従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面
	賃上げ あり	R 5. 4. 1 ~ R 6. 3. 31	1 / 3に軽減	5年間		
		R 6. 4. 1 ~ R 7. 3. 31	1 / 3に軽減	4年間		

(注) 上記の例以外にも、特例の適用を受けることができる資産や、特例措置に変更がある資産があります。詳細は税務課資産税係へお問い合わせいただきますようお願いいたします。